

5. マイナンバーカードの申請補助サービス

無料でマイナンバーカード用の顔写真撮影及び申請の手続きができます。岡崎市に住民登録がある方が対象です。本人確認書類と通知カードをお持ちください。書類が揃っている場合は、できたカードをご自宅に郵送することもできます。

※再交付の方で手数料が有料と判断される場合は郵送での受け取りができません。(紛失再発行等)

※混雑状況により営業終了時間より早めに終了させていただく場合があります。

※市役所東庁舎1階市民課でも実施しています。

6. マイナンバーカードの交付

市民サービスコーナーでのマイナンバーカードの交付は、完全予約制です。受取希望日の5日前までに予約が必要です。予約は、マイナンバーカードの申請後1か月程度で送付される案内ハガキ(交付通知書)が届いてから、インターネットもしくは電話で行うことができます。受取時の必要書類等は、案内ハガキでご確認ください。

※市民サービスコーナーでは予約の当日キャンセルのみ連絡を承ります。それ以外の予約に関するお問い合わせ(予約・変更・事前のキャンセル等)は市役所本庁の予約問い合わせダイヤル(平日8時30分から17時15分)へお願いします。

※市役所東庁舎1階市民課であれば、予約なしでお受け取りいただけます。

7. その他のマイナンバーカードに関する手続き

以下の手続きを受け付けます。

電子証明書の更新・新規発行	暗証番号の再設定・変更
記載事項変更(住所変更・氏名変更)	一時停止解除
在留カード更新による有効期間変更	

●各種問い合わせ先(平日8時30分から17時15分)

住民票・戸籍証明書・印鑑登録	市民課証明窓口係	☎0564-23-6528
課税(非課税)証明書・所得証明書	市民税課市民税1係	☎0564-23-6082
法人所在(事業所)証明書	市民税課市民税2係	☎0564-23-6078
納税証明書・軽自動車税納税証明書	納税課収入整理係	☎0564-23-6123
マイナンバーカードに関すること	市民課マイナンバー係	☎0564-23-6800
マイナンバーカード交付 予約問い合わせダイヤル		☎0564-23-7665
住民異動届	市民課届出窓口係	☎0564-23-6129
戸籍届	市民課戸籍係	☎0564-23-6135
国民健康保険	国保年金課資格係	☎0564-23-6167
国民年金	国保年金課窓口年金係	☎0564-23-6171
子ども医療費受給者証	医療助成室福祉医療係	☎0564-23-6148
後期高齢者医療	医療助成室高齢者医療係	☎0564-23-6841

令和4年2月作成

市民サービスコーナーのご案内

●市民サービスコーナーについて

場所 : イオンモール岡崎 ウェストアベニュー3階

営業時間 : 11時から19時

定休日 : 毎週水曜日・毎月第3日曜日・年末年始(12月29日から1月3日)

連絡先 : 0564-73-6621

●業務内容について

1. 証明書の交付

交付できるもの	交付できないもの
<ul style="list-style-type: none"> 住民票の写し 住民票記載事項証明書 印鑑登録証明書 戸籍謄本(戸籍全部事項証明書) 戸籍抄本(戸籍個人事項証明書) 改製原戸籍(謄本・抄本) 除籍(謄本・抄本) 戸籍の附票 身元(身分)証明書 独身(結婚)証明書 年齢証明書(労働基準法第111条の証明) 戸籍受理証明書 住民票コード通知票 	<ul style="list-style-type: none"> 広域交付住民票 戸籍届出記載事項証明書 不在住証明書、不在籍証明書 地番号変更証明書(区画整理等) 火葬許可証の写し 婚姻要件具備証明書 出産育児一時金の証明 固定資産税に関する証明書(評価証明書、名寄帳等)
<ul style="list-style-type: none"> 課税(非課税)証明書、所得証明書 法人所在(事業所)証明書 納税証明書 完納証明書 軽自動車の車検用納税証明書 	<p>こちらの証明書は 日曜日は交付できません。</p>

※休日(土曜日・日曜日・祝日)、平日夜間(16時30分から19時)に住民異動届・戸籍届を出された方は、同日で住民票等の証明書の交付ができません。(翌本庁開庁日の翌日以降に交付が可能です)

※上の表で交付できる証明書でも交付できない場合がありますのであらかじめご了承ください。(婚姻届を届出したばかりで戸籍ができていない、税に未納分があり納税証明書が出ない等)

2. 印鑑登録

岡崎市に既に住民登録があり、登録者本人が、有効期限内である官公署発行の「顔写真付き」の本人確認書類（免許証等）及び登録希望の印鑑をお持ちいただき、印鑑に問題等がなければ、休日（土曜日・日曜日・祝日）、夜間（16時30分から19時）に関わらず、印鑑登録証及び印鑑登録証明書を即日交付します。

◆休日、平日夜間に住民異動届を出される方・戸籍届を出される方で氏名が変わる方（婚姻届等）
届出同日に印鑑登録はできません。印鑑登録を希望の場合は翌本庁開庁日の翌日以降に登録申請が可能です。

◆「顔写真付き」の本人確認書類がない方、代理での登録を希望の方

少なくとも2回来所していただく必要があります。印鑑登録証及び印鑑登録証明書の即日交付ができません。手続きの流れは、1回目の申請受付後、登録申請者の住民登録地に「照会文書（回答書）」を簡易書留の転送不要で郵送します。照会文書到着後、登録者本人が記入した照会文書と必要書類を持参のうえ、再度、市民サービスコーナーへ来所していただきます。

代理での登録を希望の方は、印鑑登録専用の代理権授与通知書（委任状）等、必要書類が増えます。必要書類が不足している場合は手続きができませんので、詳しい内容は岡崎市役所ホームページ、電話等で事前にご確認ください。

3-1. 住民異動届・戸籍届

住民異動届（転入・転出・転居、世帯の変更等）、戸籍届（婚姻・転籍等）を受け付けます。

市民サービスコーナーでは、時間帯に関わらず死亡届及び渉外的な届出は取り扱いしていませんので、市役所本庁または各支所にお越しください。

渉外的な届出・・・日本人と外国人の方を当事者（事件本人）とする届出、当事者（事件本人）の全てが外国籍の方となる届出、外国で出生した日本人の出生届、当事者（事件本人）の全てを日本人とする外国で成立した身分行為（婚姻、離婚等）に関する届出

3-2. 住民異動届・戸籍届（休日・平日夜間に届出される場合）

休日（土曜日・日曜日・祝日）、平日夜間（16時30分から19時）に住民異動届・戸籍届を出される場合は平日日中（11時から16時30分）と取り扱いが大きく変わりますので、下記事項をよくご確認のうえ、お越しください。

① 休日・平日夜間の住民異動届・戸籍届は、届書のお預かりのみになります。処理は翌本庁開庁日（平日）に順次行います。転出証明書は原則交付します。

② ①の理由から以下の手続きは、住民異動届・戸籍届と同日に手続きができません。翌本庁開庁日（平日）の翌日以降に手続きをしていただくことになります。

- ・ 住民票等の証明書の発行
- ・ 印鑑登録
- ・ マイナンバーカード・住民基本台帳カードの記載事項変更（住所変更・氏名変更）
- ・ 在留カード・特別永住者証明書の券面への住所記載
- ・ マイナンバーカードの申請補助サービスの利用
- ・ 出生届出済証明書の記入（母子手帳への証明）

③ 以下の手続きは、休日・平日夜間に取り扱いできません。

- ・ 本籍地が岡崎市外の方で本人確認書類をお持ちでない方の住民異動届
- ・ 子の本籍地が岡崎市外の方で15歳未満のお子様の住民異動届
- ・ 住民登録が削除された、または前住所地が不明な方の住民異動届
- ・ 外国籍の方の海外からの転入届
- ・ 新たに在留資格を得た方の住民異動届
- ・ 通称記載・削除
- ・ 旧氏記載・変更・削除

※その他、他市町村に照会が必要な手続きなど、内容により取り扱いできない場合がありますのであらかじめご了承ください。

④ 本庁での処理で、確認したい事項がある場合は連絡をすることがあります。また、内容によっては後日、改めて来所していただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。

⑤ 休日・平日夜間に届出をした婚姻届等の受理日は、本庁で処理した日ではなく、原則届出をした日に遡って受理をします。

4. 住民異動届・戸籍届に伴うその他の手続き

住民異動届・戸籍届に伴う以下の手続きも受け付けます。

- ・ 国民健康保険の資格取得、喪失届等
- ・ 国民年金の資格取得、喪失届等（国外からの転入・国外への転出に伴うものに限る）
- ・ 後期高齢者医療の資格取得、喪失届等
- ・ 子ども医療費受給者証の資格取得、喪失届等

※住民異動届・戸籍届と同時でない場合は取り扱いしていませんのでご注意ください。

※児童手当や介護保険等の他の手続きは取り扱いしていませんのでご注意ください。